

令和五年四月十八日受領  
答弁第四七号

内閣衆質二一第一四七号

令和五年四月十八日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員櫻井周君提出海外交通・都市開発事業支援機構のミャンマーにおける事業の進捗に関する質問  
に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員櫻井周君提出海外交通・都市開発事業支援機構のミャンマーにおける事業の進捗に関する  
質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、株式会社海外交通・都市開発事業支援機構（以下「機構」という。）がミャンマー連邦共和国において出資している事業に係る機構の損失については、その有無も含め、機構と共同で当該事業に出資している民間事業者（以下「共同出資者」という。）との契約に基づく守秘義務の関係上、公表することはできないものと承知している。なお、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）に上場している共同出資者については、東証が制定する有価証券上場規程に基づき、当該事業に係る損失を公表しなければならぬ場合は、当該契約に基づく守秘義務が適用されないことから、当該事業に係る損失を公表しているものと承知している。

二について

一についてでお答えしたとおり、機構が、御指摘の「上記三事業」に係る損失を計上しているかどうかについては、共同出資者との契約に基づく守秘義務の関係上、公表することはできないものと承知してい

るが、機構における会計処理については、適切に行われるものと認識している。